

ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託の受託者公募に関する説明書

令和7年11月10日に公告したヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託の公募及び契約の締結等に当たり必要な手続については、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和7年11月10日

1 委託業務の内容

(1) 委託の内容

別添「ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託」の契約書（案）及び仕様書（以下「契約書等」という。）を参照すること。

(2) 見積限度額

1,324,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 プロポーザルに係る質疑受付及び回答

(1) 質疑の提出方法

電子メールによる。質疑を提出したときは、必ず電話で到着確認を行うこと。

(2) 質疑の提出先

茨城県福祉部福祉政策課

E-mail：fukushil@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 質疑送付期間

公告の日から令和7年11月18日（火）午後5時までとする。

(4) 質疑内容

原則として、当該業務委託に係る条件や応募手続に関する事項に限る。

(5) 回答方法

提出された質疑に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答した内容は茨城県福祉部福祉政策課ホームページ上で公開する。

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案提出書（様式1号） 1部

② 企画提案書（任意様式） 10部

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

ア リーフレット及び動画に係るキャッチコピー及びコンセプト

イ 具体的な制作イメージ（ページ構成やページ割、デザイン、動画構成シーン等）

※ 成果品をイメージできるように、必要に応じてダミーの写真や絵コンテ、図表などを用いて提案のこと。

ウ 業務実施体制、作業工程

③ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式2号） 10部

④ 参考見積書（様式任意） 1部

⑤ 資格要件に係る申立書（様式3号） 1部